

# 未請求の方々への取り組みについて

## <これまでの取り組み状況>

- 事故発生時に避難等対象区域に居住していたの方々（約16.5万名）のうち、精神的損害のご請求をいただいていない方は、昨年12月末時点で765名(前回報告時点昨年7月末より19名減) となり、99.5%の方々にお支払い済み。
- 精神的損害のご請求をいただいていないの方々に対しては、2013年以降、電話・戸別訪問・ダイレクトメールの送付や、地元自治体との協働取り組みによる、ご請求案内を継続的に実施。
- 昨年は、未だご請求をいただいていないの方々への過去の対応状況等を個別に確認のうえ、昨年3月以降、電話・戸別訪問を実施。さらに、昨年7月にご請求案内のダイレクトメールを送付。
- 弊社にて住所・ご連絡先を把握できていない方について、ご請求案内やご意向確認ができていないことが課題。

## <今後の対応に向けた現在の取り組み>

- 弊社独自の取り組み  
昨年までの対応結果も踏まえ、あらためて電話を実施し、また請求に対するご意向を確認するためのダイレクトメールを今月(2月)中に送付できるよう、準備を進めている。さらに、送付後、ご請求の意思が確認できた方に対しては、円滑にご請求いただけるよう賠償内容や請求書への記載方法の説明等、丁寧に対応していく。
- 地元自治体との協働  
弊社にてご住所・ご連絡先を把握できていない方（転居済みの方等）に関して、地元自治体さまへご協力を要請したところ、概ね、取り組み趣旨にご賛同いただいたことからさらなる請求促進に向け、ご協力いただきながら取り組みを推進していく。

## <消滅時効に関する弊社の考え方>

- 弊社は、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も新々・総合特別事業計画の「3つの誓い」に掲げているとおり、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく。
- 上記の考え方を、先月(1月)より弊社ホームページの賠償トップページに表明。
- また、次期総合特別事業計画においても、上記弊社の考え方を記載するよう準備を進めている。